

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【宇宙航空研究開発機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

|       |            |
|-------|------------|
| 所管府省名 | 文部科学省      |
| 法人名   | 宇宙航空研究開発機構 |

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

| 基本方針の記載   | 具体的な見直し状況等  |
|---|---|
| Ⅲ 資産・運営の見直しについて   |   |
| 1. 不要資産の国庫返納  |   |
| <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> | <p>施設等の見直しの結果、以下について不要財産と認識しており通則法令に基づく国庫納付に向け財務省と調整を行っているところ。<br/>(順に、実物／金融／その他資産の別、資産の名称、21年度末時点での簿価額、金銭納付／現物納付の別、国庫納付の見込額(H24年度末簿価)・時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実物資産、野木レーダステーション、12,614千円、現物納付、12,035千円、平成25年9月30日までに国庫納付予定(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済。)</li> <li>● 実物資産、鳩山宿舎、96,672千円、現物納付、96,520千円 現在東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成26年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明。</li> </ul> <p>なお、角田宇宙センター職員宿舎用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p> |
| <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野木レーダステーションについては、平成25年9月30日までに国庫納付予定(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済。)。鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成26年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明。</li> </ul> <p>なお、角田宇宙センター職員宿舎用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p>  |
| <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部署に資産責任者を配置しており、これにより資産の利用状況及び特性に精通した者が管理することとなるため効率的な管理が実現できるとともに、資産を使用する部署に管理責任を持たせることとなり、資産の効率的な管理・活用を図っている。また、減損会計を適用することによって資産の利用度や規模の適切性を検証しているところである。</li> <li>● 保有特許について、7年を迎えるものについては原則として7年以降は維持しないこととしている。7年を迎える前に権利維持確認を行い、実施許諾の可能性について検討の上で、権利維持停止を決定している。</li> </ul>  |

| 2. 事務所等の見直し   |   |
|---|---|
| <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>   | <p>○ 平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。</p> <p>○ パリ駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、平成26年1月までに共用化する。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>● バンコク駐在員事務所については、日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を継続している。</p> <p>● ケネディ駐在員事務所については、「きぼう」組立ミッションの打上げ、日本人宇宙飛行士によるスペースシャトルミッションが完了したため平成22年7月に廃止した。</p> |
| <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>   | <p>○ 平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い御茶ノ水に移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。</p>  |
| <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> | <p>○ パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、平成26年1月までに共用化する</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>● バンコク駐在員事務所については、日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を継続している。</p>  |
| <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>  | <p>○ 鹿児島厚生施設について平成22年度末をもって賃貸借を終了。職員研修・宿泊施設については、本施設廃止により、事業所内に設けられている宿泊設備を除いて全て廃止された。</p>  |
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>   | <p>● 不要財産と認識した角田職員宿舎敷地(一部)については平成24年1月27日付で国庫納付を完了し、野木レーダステーションについては平成25年9月30日までに国庫納付予定(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済。)。なお、鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成26年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開予定。</p>   |

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 平成24年度においては、引き続き随意契約等見直し計画に基づき、随意契約から競争契約への移行を図った。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを継続して実施した。

① チェックシートによる点検

公告前に担当者がチェックシートを用いて、競争を妨げる要因がないか自己点検。また、結果として一者応札・応募となった場合は、担当責任者が評価した上、契約審査委員会でチェックシートを事後点検。

② 業者へのウェブアンケート

競争契約にかかる仕様書を受領した業者を対象に入札に関して意見を求めるウェブアンケートを実施。

③ 電子入札システム

インターネット上で公告、入札説明書の交付、入・開札等の一連の入札手続きを行うシステム。遠隔地の業者が入札に参加しやすくなることで競争性が高まる他、談合機会の減少により透明性が向上する効果がある。また、入札参加者側では他の参加者の有無がわからないため、結果として一者応札となった場合でも、実質的な競争性の確保が期待できる。

④ 調達情報配信サービス

JAXAの調達情報をメールで配信するサービス。JAXA側から情報を提供することで、入札参加業者の拡大を図っている。

【平成24年度の状況】

(金額ベース 単位:千円)

競争入札: 24,073,579千円(19.9%)、企画競争等: 29,140,166千円(24.1%)、随意契約: 67,467,922千円(55.9%)※

(件数ベース 単位:件)

競争入札: 1,396件(37.7%)、企画競争等: 1,574件(42.5%)、随意契約: 728件(19.6%)  
※ 随意契約のうち2件(約192億円(金額ベースで15.9%))はロケット打上げ輸送サービスに係る契約。打上げ輸送サービスの提供者は我が国に一社しか存在せず、随意契約によらざるを得ない。

● 監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により、随意契約等見直し計画の実施状況フォローアップとして、随意契約及び一者応札・応募案件の点検を受けている。

平成24年度には、平成24年9月の政府からの要請に基づき、2か年連続して一者応札・応募となった案件について「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、厳格な点検を受けている。また、一者応札・応募の比率改善に向けた取り組みを継続している。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

※記載不要

|   |   |
|---|---|
| <b>② 契約に係る情報の公開</b>   |   |
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成24年4月1日以降に公告等を行った契約で、宇宙航空研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>          |
| <b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>  |   |
| <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>  | <p>● 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対応に努める。</p>          |
| <b>④ 調達の見直し</b>   |   |
| <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>   | <p>○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p> |
| <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。<br/>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。<br/>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。<br/>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>  | <p>○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p> |
| <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>  | <p>● 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく官民競争入札等(いわゆる市場化テスト)については、事業の性質や必要性を踏まえて導入を検討する。</p>  |
| <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>  | <p>○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p> |

| 4. 人件費・管理運営の適正化   |   |
|---|---|
| ① 人件費の適正化   |   |
| <p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家公務員の「国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、</li> <li>①人事院勧告に伴う給与改定により役員の本給を平均0.50%減額している。</li> <li>②国家公務員の給与の臨時特例に伴う役員給与の臨時特例により役員の本給、地域手当及び期末特別手当を9.8%減額している。</li> <li>●「国家公務員退職手当法」の改正に準拠し、役員退職手当を段階的に引き下げている。</li> </ul>  |
| <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>     | <p>○ 事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒して達成した。</p> <p>なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、人事院勧告に伴う給与改定により平均△0.23%の減額改訂を実施している。また平成24年10月から順次、平均△7.8%の給与削減(臨時特例)を実施している。</li> <li>②平成24年10月から特殊勤務手当のうち、潜水手当を廃止した。</li> <li>③平成21年度から、地域調整手当を一律5.0%(ただし、東京都特別区のみ6.0%)とし、暫定調整手当を段階的に引き下げている。</li> <li>④平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。</li> </ul> |
| <p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p> | <p>※記載不要</p>  |
| <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表した。引き続き公表を行う。</li> </ul>   |

○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

● 監事は、理事会議や理事長の内部評価に陪席し、業務実績を把握するとともに、独自に事業報告書を含む財務諸表等を書面監査したうえで監査報告を提出している。具体的には、平成21年度以降、給与水準を重点監査項目として、人事部門での人件費低減の取組内容や情報公開状況の監査を実施している。

● 文科省独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、給与水準や人件費について年度計画の事項の一つとして、以下の観点から評価している(一次評価)。一次評価を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会においても以下の観点から評価している(二次評価)。

(1)給与水準

・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような視点から厳格なチェックが行われているか。

-給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が国民に対して納得の得られるものとなっているか。

-法人の給与水準自体が社会的な理解を得られる水準となっているか。

・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。

(2)総人件費改革への対応

・取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。法人の取組は適切か。

| ② 管理運営の適正化  |   |
|---|---|
| <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> | <p>&lt;第2期中期目標期間&gt;<br/> ● 機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費(人件費を含む。なお、公租公課を除く。)について、平成19年度に比べ中期目標期間中にその15%以上を削減し、また、その他の事業費については、平成19年度に比べ中期目標期間中にその5%以上を削減する(ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象としない。)こととしており、平成24年度において一般管理費は15.0%の削減、事業費は5.7%の削減となった。</p> <p>&lt;第3期中期目標期間&gt;<br/> ● 民間事業者への委託による衛星運用の効率化や、射場等の施設設備の維持費等を節減することに努める。また、業務の見直し、効率的な運営体制の確保等により、一般管理費(人件費を除く。)について、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成24年度に比べ中期目標期間中に15%以上、その他の事業費については、平成24年度に比べ中期目標期間中に5%以上の効率化を図る。ただし、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図るものとする。</p> |
| <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>   | <p>● 平成22年度から共済会の事業主負担を廃止し、また、平成22年度末をもって一部の事業所で配布していた食堂施設利用補助券を廃止した。</p> <p>● また、経費節減のため、銀行振込手数料は、取引銀行との取決めによりゼロとしている。また、海外出張に係る手当は国家公務員より厳格な規定を定め、職員のビジネスクラス利用を認めないこととし、支度金については廃止した。さらに、旅費規程の運用においても相見積りにより最安値の割安エコノミー航空券を購入することを徹底し、またパック商品の利用を推奨するなどの取組を行っている。</p>   |
| <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>                                    | <p>● プロジェクトの遂行に必要な予算は、過去の事業の実績、習熟効果やまとめ買いによる節約効果を考慮の上厳密に算定することとしており、計画開始時には開発費の妥当性について、宇宙開発利用部会等のレビューを受けることを想定している。</p>   |
| <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>   | <p>● 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、コンプライアンス総合窓口や内部通報制度等を整備・運用してきている。コンプライアンスを含め、業務に内在するリスクの低減、業務の改善などを目的に、法人設立時から、定常の業務執行部門とは独立して内部監査部門を設置し、毎年理事長承認の計画の下、競争的資金による研究や内部統制の実施状況などについて組織横断的に内部監査を実施し、監査結果を理事長に報告している。</p>  |
| 5. 自己収入の拡大  |   |
| <p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>                                      | <p>● 施設設備供用によって追加的に発生する費用は、間接費相当を含めて、基本的に利用者負担となるような利用料金設定としている。(24年度の施設設備供用収入は約3.0億円。)</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成24年度の宇宙教育事業(JAXAが実行委員会等に参画する事業含む)において、30社の協賛実績がある。(実行委員会において事業の運営費に充てている。)平成24年度の宇宙教育情報誌の広告収入として、4社・計74万円の実績がある。(情報誌の増刷費用に充てている。) <ul style="list-style-type: none"> <li>また、コズミックカレッジ等の青少年対象の教育事業につき、公募等で選定した地域主催者と共催する運営体制をとっており、開催に係る運用経費(会場確保、運営スタッフの確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)を地域主催者に負担いただいている。特に、企業連携型では前述の負担経費に加え、講師費用や教材費など、かかる費用の大部分を企業側に負担いただきつつ、参加者数の一層の拡大を実現している。</li> <li>(コズミックカレッジ等の開催実績 平成24年度: 295回、参加者数 23,091名)</li> <li>さらに、地域のボランティア育成セミナーにおいても、宇宙教育連携拠点やJAXAとの連携協定締結先の大学などを会場とし、会場の確保や事前の周知PRの面での協力をいただき、運営に係る経費及びJAXAのマンパワーの削減を図っている。</li> <li>(宇宙教育指導者セミナー開催実績 平成24年度: 40回、受講者数1,005名)</li> </ul> </li> <li>● 国民の皆さまが日本の宇宙航空分野に何を期待されているのかについて、直接伺い、意見交換をするためのタウンミーティングを実施。開催にあたっては、JAXA単独の開催とせず共催団体を全国から公募する方式をとっており、共催団体には、開催に係る運用経費(会場確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)をご負担いただけることを要件としている。(開催実績 24年度: 16回、23年度: 15回)</li> <li>● 平成24年当初よりインターネット等を利用した寄附金の募集を開始した。また、調布、筑波、相模原、種子島の各事業所において募金箱による寄附も募集している。(寄附実績 24年度: 37,941千円)</li> </ul> |
| <p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ライセンス供与件数の50件を目標(第2期中期計画)に、マッチング活動、追加研究等を実施し知財活用の拡大を目指している。マッチングにあたっては、特許コーディネーターを活用することにより、積極的に企業へ技術紹介を行うと共に、技術移転マッチングフェアを活用し、特許等、成功事例の紹介を行なっている。また、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を初め、地球観測衛星データについても、他の知的財産と同様に広く一般利用者に配布することにより、自己収入の拡大を図っている。(24年度実績: 約1.9億円。)</li> <li>● 日本実験棟「きぼう」を成果占有で民間等に主体的に利用してもらおう仕組みを推進している。(24年度実績約46百万円。)</li> <li>● 宇宙ステーション補給機(HTV)で開発した近傍域通信システムがNASAが調達する民間の輸送機に採用されており、メーカーからロイヤリティ収入を受けている。(24年度実績約6百万円。)</li> <li>● その他、民間との共同事業や受託事業、設備供用等の取組みによる自己収入の拡大を図っている。例えば、上記の近傍域通信システムを利用したフライト運用支援業務を米国航空宇宙局(NASA)から受託し、支援を実施している。</li> </ul>  |

| 6. 事業の審査、評価   |  |
|---|--|
| <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別プロジェクトに関しては、科学技術基本計画及び宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)を踏まえ、宇宙開発利用に係るプロジェクトを推進しているが、その選択・実施過程において、各研究開発フェーズごとの宇宙開発委員会による評価及び各年度ごとに総合科学技術会議による評価を受けている。</li> <li>● 学術研究分野のプロジェクトについては、大学の研究者等の外部有識者も参加する宇宙理学委員会、宇宙工学委員会等の委員会において評価を行っている。また、機構の基礎的・基盤的研究計画については、研究推進委員会を設置し、機構内横断的に案件の選定や外部有識者による評価を行なっている。</li> </ul> |
| <p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇宙開発利用部会や独立行政法人評価委員会による評価を含む外部評価を受けるとともに、機構内においてもプロジェクトに対し四半期に一度、経営層への進捗報告を行っており、そこで問題が顕在化したプロジェクトについては、経営審査を行い、変更や中止(終了)も含めた判断を行った上で計画を見直している。また、プロジェクトの状況等は、公開ホームページのプロジェクト別サイトでタイムリーに公開している。</li> </ul>  |

|     |    |    |       |     |            |
|-----|----|----|-------|-----|------------|
| No. | 27 | 所管 | 文部科学省 | 法人名 | 宇宙航空研究開発機構 |
|-----|----|----|-------|-----|------------|

## 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業              | 講ずべき措置                     | 実施時期     | 具体的内容   | 措置状況 | 措置内容・理由等  | 今後の対応方針  |
|--------------------|----------------------------|----------|---|------|---|--|
| 01 衛星による宇宙利用       | 研究プロジェクトの重点化<br>民間資金の一層の活用 | 23年度から実施 | 研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。 | 2a   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度を踏まえた事業の整理統合については、平成23年度において先行的研究と萌芽的研究の2つの基礎研究プログラムを整理統合し、予算規模を縮小した（平成25年度予算：280百万円、平成24年度予算：295百万円、平成23年度予算：400百万円、平成22年度予算：414百万円）。</li> <li>・研究プロジェクトの重点化については、宇宙基本計画（平成21年9月 宇宙開発戦略本部決定）を踏まえつつも、平成25年度においては概算要求段階で、国際宇宙ステーション計画等の国際協力上重要なプロジェクトや、平成25年度打上げを計画し開発を進めてきた地球環境観測衛星関連プロジェクトに優先的に取り組むこととし、平成25年度に予定されていた新規プロジェクトは温室効果ガス観測技術衛星後継機「GOSAT2」を除き全て着手を見送った。航空機技術に関する研究開発事業については、エンジンの高効率化・軽量化技術や機体の騒音低減技術等、安全や環境に関連するものへの重点化を実施した。更に、飛行船関連事業については、平成22年度末をもって廃止した。</li> <li>【参考】着手を見送った新規プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域・高分解能観測技術衛星</li> <li>・月周回衛星SELENE 2</li> <li>・新型基幹ロケット</li> <li>・次世代赤外線天文衛星SPICA 等</li> </ul> </li> <li>・民間資金を一層活用する具体的方策については、衛星運用に民間資金を活用する方策として、平成23年4月から陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組み（パブリック・プライベート・パートナーシップ：PPP）を開始した。さらに、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による社会化実験の一部を当該実験参加者の費用負担する仕組みを構築し実験を平成24年6月より開始した。</li> <li>・事業仕分け（平成22年11月）結果への対応については、平成23年度予算について衛星運用費の削減や維持運営費の効率化、事業の見直し等による予算縮減を行うことで、平成22年度予算水準である1,866億円まで抑制した（前年度補正予算を含む）。後年度資金計画については、平成24年度予算は1,834億円（平成23年度補正予算を含む）、平成25年度予算は1854億円（平成24年度補正予算を含む）であり、平成22年度予算水準を維持している。</li> </ul> | 引き続き研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い重点化し、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。また、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。<br>平成22年11月の事業仕分けの結果については平成25年度予算まで適切に対応。 |
| 02 宇宙科学研究・宇宙探査     |                            |          |   |      |   |  |
| 03 国際宇宙ステーション      |                            |          |   |      |   |  |
| 04 宇宙輸送            |                            |          |   |      |   |  |
| 05 航空科学技術事業        |                            |          |   |      |   |  |
| 06 宇宙航空技術基盤の強化     |                            |          |   |      |   |  |
| 07 JAXA i（広報施設）の運営 | 廃止                         | 22年度中に実施 | 現行JAXA iを廃止する。  | 1a   | 平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。   | 措置済み   |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |          | 実施時期                 | 具体的内容    | 措置状況   | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針   |                   |
|--------|----------|----------------------|----------|--|----------|---|-------------------|
| 08     | 事務所等の見直し | JAXA i（広報施設）の廃止      | 22年度中に実施 | 現行JAXA iを廃止する。   | 1a       | 平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。   | 措置済み              |
| 09     | 事務所等の見直し | 東京事務所の見直し            | 24年度中に実施 | 効率化の観点から、東京事務所（丸の内）と大手町分室（丸の内）の整理統合を実施する。  | 1a       | 平成24年度末に東京事務所（丸の内）及び大手町分室（丸の内）について、整理統合を行い御茶ノ水に移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。   | 措置済み              |
| 10     | 事務所等の見直し | 鹿児島厚生施設の廃止           | 22年度中に実施 | 鹿児島厚生施設を廃止する。  | 1a       | 平成23年2月に廃止し、原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。  | 措置済み              |
| 11     | 事務所等の見直し | 名古屋駐在員事務所の廃止         | 23年度中に実施 | 名古屋駐在員事務所を廃止する。  | 1a       | 平成22年度末をもって廃止し、原状回復のうえ、平成23年4月末をもって賃貸借を終了した。  | 措置済み              |
| 12     | 事務所等の見直し | 海外事務所の見直し            | 22年度中に実施 | ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。 | 1a       | ・パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成26年5月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。<br>・ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。   | 措置済み              |
| 13     | 取引関係の見直し | 調達に係るベストプラクティスの抽出と実施 | 23年度中に実施 | 経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。                   | 1a       | 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。<br>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。   | 措置済み              |
| 14     | 人件費の見直し  | ラスパイレス指数の低減          | 22年度から実施 | 管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。                             | 2a       | ・事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。（平成22年度の事務・技術職員のラスパイレス指数：118.6）<br>なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。<br>①「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、人事院勧告に伴う給与改定により平均△0.23%の減額改訂を実施している。また平成24年10月から順次、平均△7.8%の給与削減（臨時特例）を実施している。<br>②平成24年10月から特殊勤務手当のうち、潜水手当を廃止した。<br>③平成21年度から、地域調整手当を一律5.0%（ただし、東京都特別区のみ6.0%）とし、暫定調整手当を段階的に引き下げている。<br>④平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。 | 給与水準の適正化の取組を継続する。 |

|     |    |    |       |     |            |
|-----|----|----|-------|-----|------------|
| No. | 27 | 所管 | 文部科学省 | 法人名 | 宇宙航空研究開発機構 |
|-----|----|----|-------|-----|------------|

| 項目 | 見出し         | 具体的内容  | 措置状況 | 措置内容・理由等  | 今後の対応方針 |
|----|-------------|--|------|---|---------|
| 1  | 事務及び事業の見直し  | 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業<br>宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。   | 1    | 平成19年度より、プロジェクト開始にあたっての経営審査を行うこととした。また、進行中のプロジェクト(ロケット・衛星・航空)についてはプロジェクト進捗報告会において経営陣が、スケジュール、リスク、コストの観点での進捗確認を行っている。  |         |
| 2  | 事務及び事業の見直し  | 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業<br>H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方の見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。                                     | 1    | 平成18年度から19年度にかけて、民間移管に伴うH-IIAロケット開発・調達業務の見直し、同ロケットの製品検査等業務の廃止、JAXA打上業務の安全監理業務への特化による組織見直しを行った。平成20年度は、鹿児島宇宙センターの組織見直しを行い、ロケット打上げの際の安全監理業務に定常組織で対応可能な体制とした。<br>上記の見直しに伴い、H-IIAプロジェクトチームの解散、名古屋駐在員事務所、鹿児島宇宙センターの人員削減を行い、大幅な効率化・合理化を実施した。  |         |
| 3  | 事務及び事業の見直し  | 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業<br>今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。   | 1    | H-IIBロケットについても、4号機(平成25年8月4日打上げ)から民間による打上げ輸送サービスに移行した。これに伴い、JAXA打上業務を安全監理業務に特化して種子島宇宙センターの定常組織で対応するとともに、H-IIBプロジェクトチームを解散し、効率化・合理化を実施した。  |         |
| 4  | 事務及び事業の見直し  | 宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業<br>実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。  | 1    | 「みちびき」の後継機となる実用測位衛星の開発については、内閣府に移管され、政府が直接調達することとなった。その他リモートセンシング衛星等の開発については、宇宙基本計画及び中期目標に即して開発を実施している。   |         |
| 5  | 事務及び事業の見直し  | 社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業<br>国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したのものについては順次廃止する。 | 1    | 第2期中期計画に記載した通り、「第3期科学技術基本計画」における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発に重点化して進めているところ。平成19年度には、垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発、無人機用高精度航法装置の研究開発の2課題について、民間に対し技術移転を行ったもの、或いは行うことが可能なレベルに達したものと判断し研究開発を終了した。更に研究開発成果の民間への技術移転を促進すべく努めているところ。<br>また、平成24年度には、低温風洞設備について維持管理業務を終了し民間に対し設備移転を検討しているところ。                 |         |
| 6  | 組織の見直し      | 組織体制の整備<br>東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。  | 1    | 平成21年度計画に基づき、東京事務所等について、管理及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に移転した。平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室について整理統合を行い、御茶ノ水に移転した。   |         |
| 7  | 組織の見直し      | 支部・事業所等の見直し<br>次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。  | 1    | ・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。<br>・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。<br>・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。  |         |
| 8  | 組織の見直し      | 支部・事業所等の見直し<br>見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。   | 1    | ・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。<br>・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。<br>・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。  |         |
| 9  | 運営の効率化及び自律化 | 施設・設備の外部への供用<br>保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。  | 1    | ・第3期中期計画に以下のとおり目標を設定し、更なる促進を進めている。「利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。技術移転(ライセンス供与)件数については年60件以上、施設・設備の供用件数については年50件以上とする。」<br>・平成24年度(第2期中期計画期間の最終年度)においても積極的に技術移転を進め、138件のライセンス供与を実施した。また、外部への供用も進め、同年度に107件の施設・設備供用を実施、利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。 |         |
| 10 | 運営の効率化及び自律化 | 研究成果の社会への還元<br>研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元を努める。  | 1    | ・第3期中期計画に以下のとおり目標を設定し、更なる促進を進めている。「利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。技術移転(ライセンス供与)件数については年60件以上、施設・設備の供用件数については年50件以上とする。」<br>・平成24年度(第2期中期計画期間の最終年度)においても積極的に技術移転を進め、138件のライセンス供与を実施した。また、外部への供用も進め、同年度に107件の施設・設備供用を実施、利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。 |         |
| 11 | 運営の効率化及び自律化 | 保有資産の見直し<br>事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。  | 1    | ・横浜監督員分室の廃止に伴い生ずる遊休資産はない。<br>・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い生ずる遊休資産はない。   |         |
| 12 | 運営の効率化及び自律化 | 保有資産の見直し<br>野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。  | 1    | ・野木レーダーステーションについては、平成25年4月に国庫納付通知を行い、平成25年9月までに国庫納付予定(不要財産として国庫納付をしない野木レーダーステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月に近隣の者へ売却済。)   |         |
| 13 | 運営の効率化及び自律化 | 保有資産の見直し<br>鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。   | 1    | ・鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成26年3月まで)。被災者が全て退去した後に、財務省と現物納付の調整を再開する予定。  |         |